

住所確認
未・済

※鳥栖市・上峰町・みやき町以外のごみは処分できません。

一般廃棄物処分依頼書

鳥栖・三養基西部環境施設組合管理者 様

整理No.

廃棄物の処分を依頼します。

車両番号

ごみの発生場所	区分	1. 自宅ごみ	2. 事業所ごみ				
	住所	鳥栖市	番地				
		上峰町 大字	番地				
みやき町 大字		番地					
氏名 又は 事業所名	本人 代理人 関係						
搬入経験	あり・なし	乗車人員	人	本日の搬入回数	回		
備考	・家具類等 ・廃材等 ・その他 ・剪定くず			令和	年	月	日

----- キ ----- リ ----- ト ----- リ -----

ごみ搬入者の皆様へ

リサイクルプラザへの搬入は、原則本人(同一世帯)のみとなっています。
本人確認のため、運転免許証等を提示して下さい。
やむを得ない理由(本人死亡、身体的理由等)により、搬入不可能な場合は、
市役所又は役場で発行する「搬入確認証」が必要になります。

☆ 受付時間：月曜から金曜 午前8:30～12:00
午後1:00～ 4:30

土曜・第3日曜 午前8:30～12:00

※ その他日曜・祝日は休みです

☆ 搬入するときの分別方法

持込みの際は、あらかじめ次のように分別しておいて下さい。
中が確認できるよう、透明または半透明の袋で搬入して下さい。

- ① 粗大ごみ
- ② 金物ごみ
- ③ 割れ物ごみ
- ④ 有害ごみ
- ⑤ 資源ごみ

鳥栖・三養基西部リサイクルプラザ
☎0942-94-9313